

## 1. 台風第 19 号等に対する所要の措置について

- 今年も、昨年に引続き台風 15 号（9 月）、台風 19 号（10 月）など大規模災害が連続して発生しており、被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

### （1）被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ

- 安倍総理からの被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージの早急な取りまとめ指示を踏まえ、11 月 7 日に、政府の台風第 19 号等被災者生活支援チームにおいて、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」が決定。

- 保険に関する施策としては、「被災者向けの特別の金融支援等」の項目において、「保険の契約照会窓口の周知」が盛り込まれている。

- 金融庁としては、関係省庁とも連携しつつ、同パッケージに基づく被災者支援策を全力で推進してまいりたい。各社におかれても、当該パッケージの内容を了知の上、引き続き被災者に寄り添った取組みをお願いしたい。

### （2）令和元年台風第 19 号等に伴う災害の現状等を踏まえた金融の円滑化等について

- 金融庁においては、発災後直ちに金融上の措置要請を発出したことに加え、職員派遣による被災者等からのニーズの把握も踏まえ、11 月 11 日に、金融の円滑化等の要請を発出。

- 損害保険会社においては、請求手続きに当たり、被災個人・事業者に寄り添った柔軟な対応を行い、可能な限り迅速な保険金支払いに努めること、また、保険金請求の勧奨についても積極的に取り組むことを要請した。各社におかれては、一層のご尽力をいただいているところと承知しており、感謝申し上げます。

- また、日本損害保険協会及び外国損害保険協会においては、会員保険会社に対し、保険金支払い等に係る活動を慫慂すること、そして、「自然災害等損保契約照会センター」やその他相談窓口の周知・広報を積極的に行うことを要請させて頂いた。貴会におかれてもご尽力いただいていると承知しており、改めて感謝申し上げます。
- 今般の要請も踏まえ、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を引き続きお願いしたい。

## 2. 自然災害に関するモニタリングについて

- 被災時の早期生活再建等の観点から、迅速な保険金支払いに対する消費者の期待は一層高まってきていると考えられる。
- 各社におかれては、昨年以降の災害対応の中で得られた広域災害時における保険金支払いに係る課題認識を踏まえ、必要に応じて業界横断で検討を行うことも含め、保険金支払いの一層の迅速化に向け取り組んでいただきたい。金融庁としても、各社や業界の取組みを積極的に後押しする。
- 一方で、損保各社の財務面について申し上げれば、昨年度、今年度と2年連続で再保険金の回収が見込まれ、再保険料の上昇が懸念される。また、異常危険準備金についても、2年連続での大幅な取崩しにより、残高が減少することが見込まれる。
- 大規模な自然災害が来年度以降も継続することも想定の上、これまでも申し上げているとおり、「異常危険準備金の積立等の自己資本」「再保険手配によるリスク量のコントロール」「これらのコストを考慮したリターン」という3つのバランスを考慮したERM経営に基づく自然災害リスク管理に取り組んでいただきたい。
- 金融庁としては、損保各社の保険金支払管理態勢と自然災害リスク管理状況について、どのような論議・対応が行われてきたか、昨事務年度のモニタリング結果に基づきフォローアップを実施したい。

### 3. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 経済価値ベースのソルベンシー規制については、保険会社のリスク管理の高度化や中長期的な健全性の確保に資する可能性がある。
- 一方、その内容如何では、保険会社の資産運用や商品戦略に対する過度な制約を加えるものにもなりかねないことも指摘されてきた。有識者会議においては、そうした観点も踏まえつつ、これまで合計5回の会合にてご議論を頂いており、次回（第6回）は12月20日の開催を予定。
- これまでの議論の中では、契約者・保険会社・その他のステークホルダーにとって意義のある規制・競争環境を構築するためには、ソルベンシー比率の数値のみに基づく機械的な規制ではなく、保険会社の内部管理のあり方や、多面的な検証に基づく監督上の対話・検証、外部に対する情報開示のあり方等も含めた、健全性政策全体の枠組みを検討していくことが重要ではないか、といった指摘をいただいている。
- こうした考え方は、平成30年9月公表の「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」において示した、「最低基準の検証」のみでなく「動的な監督」や「見える化と探求型対話」が重要との視点とも通じるもの。
- このように「実質・未来・全体」の視点に資するような枠組みとする観点から、経済価値ベース規制についての検討を行っていくことが必要。
- なお、国際資本基準（ICS）を取り巻く動向についても高い関心を持たれているものと承知しており、金融庁としても引き続き議論を注視し、また貢献をしてまいりたい。一方、我が国の制度の検討において最も重要なことは、国際的な動向を踏まえつつも、我が国としてあるべき健全性政策の姿について、真摯な議論を積み重ねていくことではないかと考えている。
- 有識者会議での議論は今後とも継続していくが、それ以外の機会も含めて、保険会社の皆様とも更なる対話を行っていきたいと考えており、引き続きご協力をお願いしたい。

#### 4. IAIS 年次総会等について

- 11月11日から14日にかけて、アブダビ(アラブ首長国連邦)において、保険監督者国際機構(IAIS)の年次総会等が行われ、「モニタリング期間のための国際資本基準(ICS Version 2.0)」が合意されるとともに、「保険セクターにおけるシステミックリスクのための包括的枠組み(Holistic Framework)」、「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み(ComFrame)」及び「保険基本原則(ICP)改訂版」が採択された。
- ICSについては、国際的に活動する保険グループ(IAIG)が対象となるが、2020年より5年間のモニタリング期間が設けられている。モニタリング期間中は、ICS Version 2.0が監督上の対応のトリガーとなることはなく、グループ監督当局への機密報告や監督カレッジでの議論に利用され、ICSの仕様やパフォーマンスに関してIAISにフィードバックを提供することとなる。
- また、米国主導で開発されているグループベースの資本計算手法である合算手法(Aggregation Method)については、ICSに対して比較可能な結果をもたらすかどうかを評価するための、比較可能な結果の定義等が合意された。合算手法がICSに対して比較可能、つまり実質的に同等な結果をもたらすとなれば、同手法は規制資本としてのICS実施において、ICSと同等の結果をもたらすアプローチとみなされることとなる。
- 「保険セクターにおけるシステミックリスクのための包括的枠組み」は、保険会社個社に焦点を当てる見方に加え、保険会社の活動がセクター全体に与える影響に着目する見方を取り入れ、より幅広く保険会社及び保険市場全体のシステミックリスクの積上りの状況を評価する枠組みである。これを受け、グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)の枠組みは一時中断され、2022年に再開するか否かがFSBにおいて改めて検討される。
- さらに、2010年以来IAISが開発していた、「国際的に活動する保険グループ(IAIG)の監督のための共通の枠組み(ComFrame)」が採択されるとともに、すべての保険会社に適用される「保険基本原則(ICP)」も改定・採択された。

- これまでのプロジェクトの歩みにおいて、数多くの市中協議に対し、貴協会より有意義なコメントをいただいたほか、大手社には ICS のフィールドテストに積極的に貢献していただいている。こうした貢献に感謝申し上げます。

(以 上)